

(3) 違約金等

- ア 落札者が契約を結ばない場合、入札金額の100分の5を徴収する。
- イ 落札者が契約を履行しない場合、入札金額の100分の10以上を徴収する。

(4) 遅延賠償

遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

(5) 入札の無効

- ア 注意事項第1項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- イ 電報、電話、FAX等による入札
- ウ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- エ 入札書に記載された入札金額、件名及び入札者の記名等が判別しがたい場合（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）の氏名のほか、担当者の氏名及び連絡先も記載すること。ただし、代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）
- オ 入札書に記載された金額が訂正されている場合
- カ 記載事項の全部又は一部が、鉛筆又は消えるボールペンで記載されている場合
- キ その他入札に関する条件に違反した場合

(6) 契約書の作成

- ア 契約書は落札決定後、遅滞なく作成し提出すること。ただし、契約担当官が認める場合において、契約金額が150万円未満の場合は契約書に換え請書を提出することができる。また、契約金額が50万円未満の場合、契約書の作成を省略することができる。
- イ 適用する条項
 - 「物品売買契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

(7) その他

- ア 入札開始前までに資格決定通知書の写しを提出すること。（FAX可）
- イ 本入札の参加希望者は、10月23日（水）17時00分までに参加申し込みを行うこと。（電話可）
- ウ 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- エ 本入札は郵便入札を可とする。
郵便入札により参加する場合は10月23日（水）17時00分を期限とする。入札書を封筒に入れ、会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」（朱書き）により明記して郵送し、発送者の責により到着